

龍ヶ崎グリーン・ツーリズム推進協議準備会 会則

(名称)

第1条 本会は、龍ヶ崎グリーン・ツーリズム推進協議準備会(以下「準備会」という。)と称する。

(目的)

第2条 準備会は、龍ヶ崎グリーン・ツーリズムを実現することにより、資源の有効活用や都市との交流を深め、半農半Xのライフスタイルを提唱して、自然回帰の生活(衣食住エネルギーのローカル化)を促進し、地域の活性化を図ることを目的とする。

具体的には、次のとおり活動目標を定める。

[都市との交流～ 地域活性化 地域資源の有効活用]

- (1) 日常生活で農作物の栽培などに関われない都市の住民に、栽培などの体験ができる環境を提供する。
- (2) 常時それらの人々を受け入れていくことにより、地域の活性化や振興(農業を中心とした産業の発展)を図ると共に、観光資源及び遊休農地・施設・住居などの有効活用を図る。
- (3) 都市住民の衣・食・住・エネルギーについての意識を地産地消にしていくとの意識改革に寄与するため、都市においては体験できないことを体験してもらう。
…自分で食べ物を生産していくということを実際に体験してもらうことによって、単なる消費者から生産者にもなってもらって、生産することの大変さ・大切さ、自然と触れ合うことの楽しさ等を共有し、生産技能・技術の習得をして、継承もしてもらう。
- (4) 都市においても、衣・食・住・エネルギーについて地産地消の活動をしてもらうための支援をする。

[半農－半Xというライフスタイルの提案]

- (5) 半農－半Xの暮らしとは何かを、都市の方々にも考えてもらい、できる範囲で半農－半Xの暮らしを実践してもらう。
…農業で作物栽培(食の生産)をしながら、他の仕事や活動である「X」を行う。できれば、生きていくのに必要な生活基盤である衣・食・住・エネルギーの生産に関わるための^{なりわい}生業を「X」とすることを望む。

[脱グローバル化とローカルへの回帰]

- (6) 衣・食・住・エネルギーについては、経済のグローバル化から脱してローカル化をさせることを龍ヶ崎市から発信すると共に、グリーン・ツーリズム事業の活動をする中で、その実態の実現に向けて活動をする。

(事業)

第3条 準備会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 龍ヶ崎グリーン・ツーリズムの実現のための事業

- (2)「自然回帰の生活」のための学習事業
- (3) その他、準備会の目的達成に必要な事業

(組織)

第4条 準備会は、会員として正会員と特別会員をもって組織する。

- 2 正会員は、準備会の目的に賛同する個人及び団体とする。
- 3 特別会員は、準備会の目的に賛同する公益法人等とする。

(役員)

第5条 準備会に、次の役員を置く。

- (1)会長 1名
 - (2)副会長 2名
 - (3)理事 若干名
 - (4)監事 1～2名
- 2 会長及び副会長は、理事から選出する。
 - 3 理事は、正会員から選出する。
 - 4 監事は、正会員から選出する。

(役員の仕事)

第6条 会長は、準備会を代表し、その運営を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 理事は、会務の処理にあたる。
- 4 監事は、準備会の業務及び会計を監査する。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(総会)

第8条 準備会の総会は、年1回定期的に開催するほか、必要に応じて臨時に開催することができる。

- 2 総会は、会長が招集する。
- 3 総会は、次の各号に定める事項の決定を行う。
 - (1) 事業報告の承認
 - (2) 決算の承認
 - (3) 事業計画案および予算案の承認
 - (4) 役員の仕事
 - (5) その他必要な事項

(理事会及び幹事会)

第9条 理事会は、会長、副会長、監事及び理事をもって構成し、準備会の目的を達成するために必要な事項並びに準備会の活動及び運営に係る事項を審議する。

2 幹事会は、会長、副会長及び監事をもって構成し、理事会を補佐する。

3 理事会及び幹事会は、会長が招集する。

(部会)

第10条 準備会は、第3条の事業を行うために、理事会の承認により部会を設置することができる。

2 部会の構成、組織及び運営は、理事会で定める。

(オブザーバー)

第11条 準備会は、活動について意見を求めるため、オブザーバーを置くことができる。

2 オブザーバーは、協議会の求めにより、総会等に出席することができる。

(会計)

第12条 準備会の会計年度は、9月1日に始まり、翌年8月31日に終わる。

2 準備会の経費は、会費・助成金・補助金・寄付金及び事業の収益等でこれを支弁する。

(会費)

第13条 正会員の年会費は当面无料とする。

(事務局)

第14条 準備会に、事務局を置く。

2 事務局は、特定非営利活動法人バイオライフに置き、準備会の事務を処理する。

附 則

(施行期日)

1 この会則は、平成26年7月13日から施行する。

(会計年度)

2 準備会の発足当時の会計年度は、第12条第1項の規定にかかわらず、準備会発足の日から平成27年8月31日までとする。